

令和 8 年 1 月 26 日

兵庫労働局長

金成真一 殿

兵庫地方労働審議会

会長 櫻庭涼子

兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃の廃止決定について（答申）

本審議会は、令和 7 年 11 月 21 日付け兵労発基 1121 第 3 号をもって諮問のあった標記について、家内労働部会を設け慎重に審議を重ねたところ別紙のとおりの結論に達したので答申する。

なお、本件の審議にあたった家内労働部会委員の氏名は次のとおりである。

公益代表委員 現職

部会長	今井 陽子	弁護士法人東町法律事務所 弁護士
	梅野 巨利	大阪商業大学 総合経営学部 教授
	岡崎 利美	追手門学院大学 経営学部 准教授

家内労働者代表委員

中西 織絵	U A ゼンセン 兵庫県支部 次長
森内 里美	アシックスユニオン 中央副事務局長
森田 直樹	日本労働組合総連合会兵庫県連合会 副事務局長

委託者代表委員

谷口 幸史	兵庫県中小企業団体中央会 専務理事
藤嶋 純子	株式会社フジ・データ・システム 代表取締役社長
鷺尾 吉正	兵庫県靴下工業組合 理事長、かこっとん株式会社 代表取締役

1 下記の兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃を廃止すること。

記

(1) 適用する家内労働者

兵庫県但馬地区（豊岡市、美方郡、養父市、朝来市及び丹波市をいう。）の区域内で絹・人絹織物業又は毛織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者

(2) 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

(3) 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、10,000越しひき、金額欄に掲げる金額

品 目		織 機 の 規 格		品 目 の 規 格		金 額
		織機の種類	ジャガード 仕口数	仕上げの重さ 又は 縞糸の本数	仕上げ幅	
後染	正絹無地ちりめん（正絹変り無地ちりめん及び正絹一越ちりめんに限る。）	小幅力織機	900 口	1 反が 670 グム 以上のもの	36 セン メートル のもの	184 円
	正絹紋りんずちりめん					275 円
	正絹銀無地ちりめん					305 円
	正絹紋意匠ちりめん					315 円
先染	正絹着尺		400 口	6.06 ミリメートル の間に縞糸 が 22 本以上 のもの		390 円
	正絹コート地					360 円
染	帯（無地物及び黒共帯を除く。）	小幅力織機 (両六丁)	400 口 以 上	3.03 センメートル の間に縞糸 が 60 本以上 のもの		1,000 円
		小幅力織機 (両八丁)	1,185 円			
		小幅力織機 (両十丁)	1,390 円			
		小幅力織機 (両十二丁)	600 口 以 上			1,495 円

(備考) 帯の織機の種類において、両十二丁の織機で両十丁の用途で使用した場合等、規格未満の丁数の用途で使用した場合は、実際に使用した丁数の金額を適用する。

(4) 効力発生の日 平成 14 年 2 月 14 日

2 廃止の効力発生の日

法定どおり